

Ⅰ) 農業農村整備事業の補助率一覧表(調査等事業は除く)

3) 赤土等流出防止対策の一環として、該当事業について事業種類別に加算する。

2) 事業採択基準及び補助率（令和7年4月現在）

※ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3項の規定に基づき指定された離島をいう。

事業名	区分	事業種類	補助率・負担率 ()は離島 [※]			採 択 基 準
			国	県	地元	
■ 国営かんがい排水事業		農業用排水施設の新設・廃止又は変更	ダム			【事業主体:国】 《受益面積》 1,000ha以上(ダムの新設・変更は500ha以上) 《末端支配面積》 200ha以上(畑地は50ha以上)
			95	5	0	
			その他			
			90	5 (20/3)	5 (10/3)	
			その他(R5～)			
			90	7 (8)	3 (2)	
■ 水利施設整備事業					更新事業の補助率は別途	
(1) 基幹水利施設整備型	①農業用排水施設整備事業	80	11 (15.5)	9 (4.5)	【事業主体:県】 《受益面積》 水田100ha以上(畑地は50ha以上) 《末端支配面積》 5ha以上(畑地は制限なし)	
(2) 水利区域内農地集積促進型 (採択は、「平成27年度新規」まで)	①農業用排水施設整備事業 ②暗渠排水事業 ③客土事業 ④区画整理事業	80	13 (17.5)	7 (2.5)	【事業主体:県】 ・基幹の農業用排水施設を国営、県営かんがい排水事業で実施中であること。 ・受益面積の合計が20ha以上であること。 ・事業区域において、事業完了時までに担い手への農地の面積又は利用集積が一定以上増加すること。	
(3) 簡易整備型	①用排水施設整備 ②農業用排水施設整備事業	80	12.5 (17.5)	7.5 (2.5)	【事業主体:県】 ・事業費が200万円以上 ・受益者が農業者2人以上 ・受益面積が5ha以上	
(4) 基幹水利施設管理一体型	対策工事	80	8	12	【事業主体:市町村】 ・既存施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないこと。 ・機能保全計画等が策定されていること。 ・基幹水利施設管理事業と一体的に実施する場合は、事業採択の申請時に基幹水利施設管理強化計画を併せて提出すること。	
■ 水利区域内集積促進事業 (採択は「平成27年度新規」まで)	[高度土地利用調整事業] (1)指導事業 1.指導、普及啓発活動 (2)調査・調整事業 1.関係農家の意向調査 2.土地利用調整活動 3.農用地流用化についての関係機関との調整活動 4.農業機械の利用再編に関する活動 5.普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動 6.その他農地流動化に関する調査・調整活動 [中心経営体集積促進事業]	50	50		【対象事業】 水利施設整備事業(水利区域内農地集積促進型) (1)農用地利用集積促進用排水施設整備計画に定める目標年度までに中心経営体が一以上育成されることが確実と見込まれること。 (2)生産基盤整備事業の完了時において、担い手の農地集約化率が一定以上増加すること。 【事業費限度額等】[高度土地利用調整事業] 《受益面積》 60ha未満 150万円 60ha以上200ha未満 200万円 200ha以上 400万円 【事業費限度額等】[中心経営体集積促進事業] 対象事業(ハード事業)の総事業費に中心経営体集積向上率毎の助成割合(3.5～6.5%)を乗じた額	
■ 基幹水利施設管理事業	農業農村整備事業で造成された大規模で公共性の高い基幹水利施設(ダム・頭首工・揚水機場等)について、農業及び社会情勢の変化に対応した管理を行い、その効用を適切に発揮させる。	県営(治水協定地上ダム) 1/3 2/3 0 県営(頭首工) 30 70 0 団体営(地下ダム) 30 50 20 団体営(地下ダム以外) 30 30 40			①非農地率が10%以上 ②農林水産大臣により管理委託されたもの。 ③一施設ごとの受益面積1,000ha以上(畑地は300ha以上) ④下記に定める施設の規模等に係る条件に該当すること。 [ダム] 設計洪水量が300m ³ /s以上又は貯水量が2,500千m ³ 以上 [頭首工] 設計洪水量が300m ³ /s以上、かつゲートが1門以上、かつ最大取水量が1.0m ³ /s以上 [揚水機場] 最大取水量が1.0m ³ /s以上	
■ 国営造成施設管理体制整備促進事業	[操作体制整備型] 国営土地改良事業完了前2年間に、国営造成施設の運転・操作等の業務を予定管理者に委託し、国の指導のもとに運転・操作等業務に関する技術を得得るとともに操作体制の整備を図る。	85	7.5 (10)	7.5 (5)	【事業主体:市町村又は土地改良区等】 ①事業主体が予定管理者であること。 ②水管理施設が整備されていること。 ③受益面積が1,000ha(畑地は300ha)以上	

※ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3項の規定に基づき指定された離島をいう。

事業名	区分	事業種類	補助率・負担率 ()は離島※			採 択 基 準
			国	県	地元	
■ 水利施設管理強化事業		[一般型] 農業水利施設の有する多面的機能の発揮等のために、地域における適切な取り組みを促進する観点から、県及び市町村が事業主体となって地域と連携して、土地改良区等の管理体制の	50	25 (30)	25 (20)	【事業主体:県及び市町村】 ①多面的機能の発揮に対応した費用 ③整備補修に要する費用
			50	25 (30)	25 (20)	
■ 農地整備事業(経営体育成型)						
(1) 農業生産基盤整備事業		①農業用排水施設整備事業 ②農道整備事業 ③客土事業 ④暗渠排水事業 ⑤区画整理事業	75	14.5 (16.5)	10.5 (8.5)	【事業主体:県】 (1)の①～⑤のうち2以上(④、⑤は単独でも可)の事業を実施 《受益面積》 20ha以上 《その他》 基盤整備関連経営体育成等促進計画(促進計画):市町村が策定 【農用地利用集積促進土地改良整備計画】 集積促進整備計画:県が策定 【高度化支援事業を実施する場合には】 農業経営高度化計画(高度化計画):県が策定 【経営体(担い手)育成要件】 ①担い手への農地利用集積 事業完了時に担い手の経営面積シェアを一定要件以上増加させること。 ②担い手農業者等の育成 完了時に次の内いずれかを満たすこと。 ・認定農業者の全農家戸数に占める割合が、アクションプログラムに定める目標割合以上となること。 ・認定農業者数が30%以上増加すること。
(2) 農業生産基盤整備 備附帯事業		①土壌改良事業 ②高付加価値農業施設移転等事業 ③交換分合				
(3) 営農環境整備事業		①農業集落道整備事業 ②農業集落排水施設整備事業 ③農業集落防災安全施設整備事業 ④農業集落環境管理施設整備事業 ⑤用地整備事業 ⑥環境整備事業 ⑦生態系保全空間整備事業 ⑧営農用水施設 ⑨農作業準備休憩施設 ⑩地域資源利活用基盤				
(4) 特認事業		地方農政局長等が特に認める事業				
■ 農地整備事業(畑地帯担い手育成型・畑地帯担い手支援型)						
(1) 農業生産基盤整備事業		①農業用排水施設整備事業 ②農道整備事業 ③客土事業 ④暗渠排水事業 ⑤区画整理事業 ⑥除礫 ⑦農用地造成 ⑧農地保全	75	14.5 (16.5)	10.5 (8.5)	【事業主体:県】 [担い手育成型] ・農業生産基盤整備事業の①、②、⑤のいずれかを基幹とし、それらの受益面積の合計が10ha以上。 ・活性化計画等において、担い手の経営する農用地の利用集積が一定要件以上図られること。 《その他》 ・農業農村活性化計画(活性化計画):市町村が策定 ・畑地帯農用地利用集積促進土地改良整備計画(集積促進整備計画):県が策定 [担い手支援型] ・農業生産基盤整備事業の①、②、⑤のいずれかを基幹とし、それらの受益面積の合計が20ha以上。 ・担い手農家数割合または担い手経営面積割合が10%以上 ・受益農家のうち3戸以上が担い手であること。 (但し、生産法人等の場合は除く。) 《その他》 ・畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画(高度化整備計画):県が策定 ・畑地帯営農促進基本計画(基本計画):市町村が策定
(2) 農業生産基盤整備 備附帯事業		①土壌改良事業 ②交換分合				
(3) 営農環境整備事業		①農業集落道整備事業 ②農業集落排水施設整備事業 ③農業集落防災安全施設整備事業 ④農業集落環境管理施設整備事業 ⑤用地整備事業 ⑥環境整備事業 ⑦生態系保全空間整備事業 ⑧営農用水施設整備事業 ⑨農作業準備休憩施設整備事業 ⑩地域資源利活用基盤整備事業				
■ 農業経営高度化支援事業		[高度土地利用調整事業] (1)指導事業 1.指導、普及啓発活動 (2)調査・調整事業 1.関係農家の意向調査 2.土地利用調整活動 3.農用地流用化についての関係機関との調整活動 4.農業機械の利用再編に関する活動 5.普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動 6.その他農地流動化に関する調査・調整活動	H22以降は以下のとおり			【対象事業】 ・経営体育成基盤整備事業 ・畑地帯総合整備事業(担い手育成型) ・水利施設整備事業(水利区域内農地集積促進型) 対象事業完了時における経営等農用地の面積が当該市町村の担い手農家基準面積を超えることが確実と見込まれること。 【事業費限度額等】 《受益面積》 60ha未満 150万円 60ha以上200ha未満 200万円 200ha以上 400万円
			農地整備事業 (経営体育成型)			
			農地整備事業 (畑地帯担い手育成型)			
			水利施設整備事業 (H30以降採択から)			
			80	20		

※ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3項の規定に基づき指定された離島をいう。

事業名	区分	事業種類	補助率・負担率 ()は離島※			採 択 基 準
			国	県	地元	
		[中心経営体集積促進事業]	H22以降は以下のとおり 農地整備事業 (経営体育成型) 75 25 農地整備事業 (畑地帯担い手育成型) 75 25 水利施設整備事業 (H30以降採択から) 80 20			【事業費限度額等】 対象事業(ハード事業)の総事業費に中心経営体集積 向上率毎の助成割合(3.5～6.5%)を乗じた額
■ 経営体育成促進事業		[担い手育成農地集積事業] 対象となるハード事業の農家負担分の無利子 資金を融資。 (但し、対象年度事業費の10%以内。農家負担金が対象 事業の年度事業費の12%以下の場合にあっては、当該 負担金の6分の5以内)	-	-	-	【実施対象地区】 次に掲げる事項のすべてに該当する地区を対象に実 施する。 ①以下の事業又は施策のいずれかを実施していること。 ・経営体育成基盤整備事業 ・畑地帯総合整備事業(担い手育成型) ②対象事業実施地区の全部又は一部を含む市町村に ついて、農業経営基盤強化促進基本構想が定められて いるか、又は定められていることが見込まれること。 ③対象事業実施地区において、別に農村振興局長が 定める促進計画が定められており、かつ、当該促進計画 等が事業の実施要件の基準に適合するものであること。
■ 農山漁村活性化対策整備事業(旧基盤整備促進事業該当メニュー)						
1 生産基盤及び施設の整備	要件類別 (交付要綱別表)					
(1) 基盤整備	6	1) 農業用排水施設	80	11 (15.5)	9 (4.5)	【事業主体:市町村・土地改良区等】 ・農山漁村活性化対策整備事業活性化計画の策定 ・1)～7)のいずれか、又はこれらのうち2以上を併せ行う 事業で、受益面積の合計が5ha以上 ・担い手への農地利用集積等又は農業用排水施設 等の整備・保全が見込まれること ・上記と合わせて7)、8)、10)、13)、14)、19)、36)を 行うもの ・12)は「5)区画整理」に着手することが確実なもの ・13)は換地等に着手することが確実なもの
	6	2) 農業用道路				
	6	3) 暗きょ排水				
	6	4) 客土				
	6	5) 区画整理				
	6	6) 農地造成				
	6	7) 農用地保全				
	7	8) 土地改良施設保全				
	7	9) 農業集落道				
	9	12) 地形図作成				
	10	13) 農用地等集団化				
(2) 生産機械施設	7	17) 営農飲雑用水施設				
2 生活環境施設の整備						
(1) 防災安全施設	7	29) 防災安全施設				
■ 不発弾等事前探査事業		不発弾等の埋没の有無を確認するための磁 気探査、その他の探査により事前探査を行う。	100	0	0	農業農村整備事業の実施地区のうち、不発弾等が埋 没していると予想され、かつ爆発の恐れがある地区であ ること。
■ 水質保全対策事業		[耕土流出防止型] 農用地及びその周辺の土地の土壌の流出を 防止し、農村地域の環境保全に資することを目 的として行う、次に掲げる事業 ①農用地又はその後背地からの流水を排水施 設等に導く承水路・排水施設及び沈砂施設等の 整備 ②農用地又はその周辺の土地の土壌の流出を 防止するための法面保護、植生、勾配抑制、土 層改良、暗渠排水等の土砂流出防止対策のた めの工事 ③既存の土砂流出防止施設の土砂捕捉能力及 び維持管理作業の作業性、安全性等を向上す るための軽微な変更 ④水質保全に係る営農対策に要する資材支援、 管理体制整備に係る活動支援、新たな耕土流 出防止技術開発への支援であって、次のア及び イを満たすもの。 ア、上記の①から③までのいずれかと併せて行 うもの。 イ、上記の①から③までの費用の合計の5%以 内とする	(H22迄) 75 25 0 (H23新規) 75 15 10 (H24新規から) 75 12.5 12.5 (15.0) (10.0) (R5新規から) 県営 75 16 9 (18.5) (6.5) 団体営 75 11 14 (13.5) (11.5)			国頭マージ、島尻マージまたはジャーガル等に覆われ た地帯であること。 県営:対象農用地が20ha以上 団体営:対象農用地が10ha以上

I 沖縄県の概要

II 沖縄県の農業の概要

III 農業農村整備事業等の概要

IV 管内図(事業地区位置図)

V 農業農村整備事業等の執行体制